

手当等支給基準

2025/4/1改

◎通勤手当	(月額)	(うち非課税分)	※準社員は半額支給
・ 2～10km	¥5,000	(4,200)	
・ 10～15km	¥10,000	(7,100)	
・ 15～25km	¥15,000	(12,900)	
・ 25km～	¥20,000	(18,700)	

◎在宅勤務手当	(月額)	※企画部等の在宅勤務契約者のみ
・ 事務作業量等に応じて	¥5,000～	※電気代、通信費等として

◎家族手当	(月額)
・ 扶養家族1人につき	¥5,000
子は18歳以下(高校卒業まで)、親は65歳以上、配偶者は除く	

◎出産育児手当	(月額)
・ 産前3ヶ月～産後1年	¥10,000

◎営業報奨金	(随時)	※ノルマなし
○ 新規顧客獲得1件につき		
・ 紹介料	¥5,000	(見積返答後)
・ 契約料	¥5,000	(入金確認後)
・ 利益料	+当該工事の粗利の10%	(入金確認後)
○ 支給方法	月末締切りの翌月給与に加算。(営業報奨金支給申請書を提出すること)	
○ 減額、除外	会社の方針と異なる営業方法や販売条件によって成立したものは、報奨金計算の際の減額対象となり、著しく逸脱したものは除外とする。	

◎慶弔見舞金	(規程に基づく)	(随時)
・ 結婚祝金		・ 傷病見舞金
・ 出産祝金		・ 災害見舞金
・ 誕生日祝金		・ 死亡弔慰金

◎退職金制度	(規程に基づく)	※正社員のみ
※中小企業退職金共済(中退共)制度による		
加入	: 試用期間終了後～定年または退職時まで	
月額掛金	: 賃金を基準とする	※毎年6月に掛金額の確認と変更を行う。

◎車両・機械リース	※給料とは別で、資産運用による副収入が得られる仕組み。
・ 個人名義の車両・重機等を所有し業務利用できる場合に会社とリース契約を結べる。	
・ 賃貸借契約書を交わし、その内容に基づいて会社から所有者へ月額賃料を支払う。	
・ 毎月末日締め、翌月末に銀行振込。給料ではないので毎年、確定申告が必要。	
・ 退職時には所有し続けるか、会社で中古買取を選択することも可能。	

